

国保だより

限度額適用認定証について

平成24年4月1日から、限度額適用認定証等を提示すれば、高額の外來窓口負担額が自己負担限度額までのお支払いとなりました。

●現在、限度額適用認定証をお持ちでないかた

外來受診者	事前手続き	病院・薬局へ
70歳未満のかた 70歳以上の非課税世帯のかた ※下の表区分、A・B・C及び低所得Ⅰ・低所得Ⅱのかた	国保課・行政センターに保険証を持参して限度額適用認定証の申請をしてください	限度額適用認定証を保険証等と一緒に窓口で提示してください
70歳以上課税世帯のかた ※下の表区分、一定以上所得者及び一般のかた	必要ありません	保険証と高齢受給者証を窓口で提示してください

※非課税世帯のかたとは、世帯主と被保険者全員が非課税世帯のことです。

- 一カ所の病院・薬局等で高額になる場合です。
- 複数の病院で高額療養費の合算対象になる場合は、併せて使用することはできませんので高額療養費の申請が必要です。※申請の際には必ず領収書をお持ちください。
- 現在、限度額適用認定証をお持ちのかたは、そのまま使用できます。
- 限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も必要なかたは、8月になってから再度窓口で申請してください。(7月中は8月以降の限度額適用認定証は発行できません)

自己負担限度額(月額)

区分		自己負担限度額(月額)		標準負担額
証の表示	内容	3回目まで	4回目以降	(食事) 1食あたり
A	上位所得者 (年間所得600万円を超える世帯)	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円	260円
B	一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円	
C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円(160円)

※過去12カ月の間に、高額療養費の支給を4回以上受けた場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

※標準負担額の()内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

自己負担限度額(月額)

区分	高額療養費		標準負担額 (食事) 1食あたり	
	外來 (個人単位)	外來+入院 (世帯単位)		
70歳以上のかた	現役並み所得者 (負担割合3割)	44,400円 (22,200円)	80,100円(40,050円) ○医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 ○過去12カ月間に外來+入院(世帯単位)の自己負担限度額を超える支給が4回以上あったときは、4回目以降は、 44,400円(22,200円)	260円
	一般	12,000円 (6,000円)	44,400円(22,200円)	
	低所得Ⅱ	8,000円 (4,000円)	24,600円(12,300円)	210円 (90日を超える入院の場合160円)
	低所得Ⅰ	8,000円 (4,000円)	15,000円(7,500円)	100円

※()内の金額は75歳到達月での限度額となります。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

限度額適用認定証に関するお問い合わせは
国民健康保険課 給付係(TEL: 095-829-1136)まで

平成26年度の国保税の計算方法

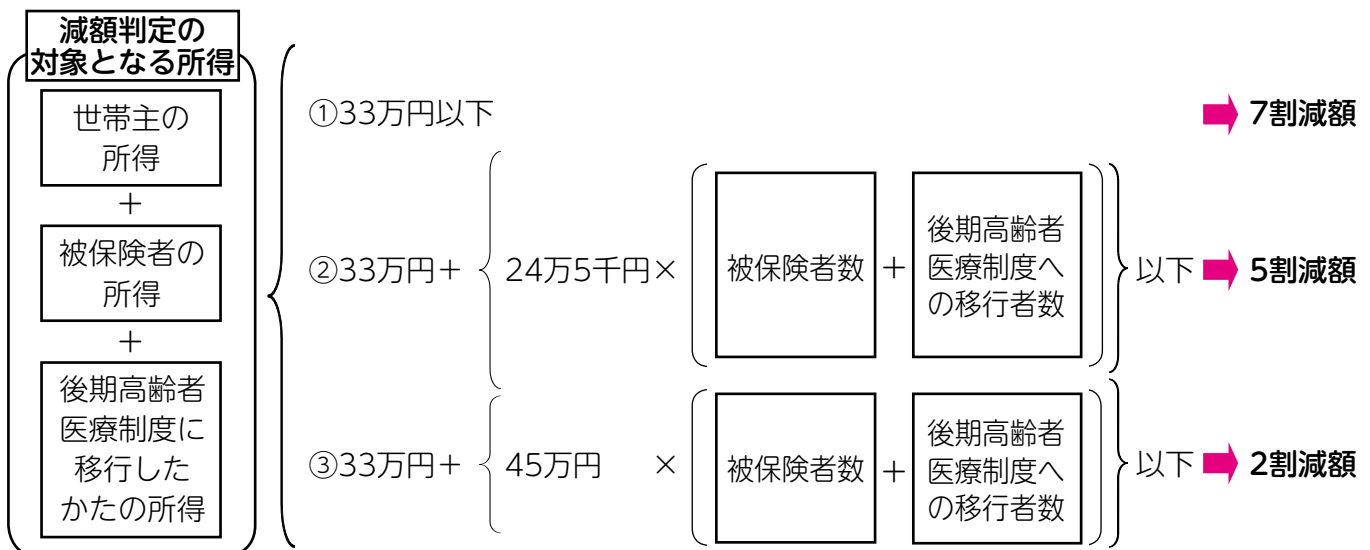
年税額		所得割額		均等割額		平等割額
基礎課税額 課税限度額51万円	=	課税標準額 ×8.1%	+	1人につき 24,800円	+	1世帯につき 18,400円
+		+		+		+
後期高齢者支援金等課税額 課税限度額16万円	=	課税標準額 ×1.5%	+	1人につき 4,800円	+	1世帯につき 3,500円
+		+		+		+
介護納付金課税額 課税限度額14万円	=	課税標準額 ×2.3%	+	1人につき 8,700円	+	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額が国保の課税標準額です。

※税率は平成25年度と変わりません。ただし、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が14万円から**16万円**に、介護納付金課税額の課税限度額が12万円から**14万円**に変更になりました。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。



※減額制度について、平成26年度から一部変更があります。②平成25年度までは被保険者数から世帯主を除いて計算していましたが、平成26年度からは世帯主の数も含めて計算されます。③平成25年度までは被保険者数に後期高齢者医療制度への移行者数を加えて35万円をかけて計算されていましたが、平成26年度から**45万円**に変更になります。

後期高齢者医療制度への移行に伴う減額について

- ①後期高齢者医療制度に移行したかたがいた場合、移行後も同じ減額割合となるように、後期高齢者医療制度に移行したかたも含めて減額割合の判定をします。（移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合等は、再判定します。）
- ②後期高齢者医療制度に移行し、残った国保被保険者が1人となる場合、国保世帯の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が、移行後の5年間は半額減額されます。また、5年経過後の3年間も4分の1が減額されます。
- ③75歳以上のかたが社会保険などの保険から長寿（後期高齢者）医療制度に移行することによって、その保険の被扶養者だった75歳未満のかたは国保に加入し、新たに保険税を負担するようになります。このうち65歳以上のかた（旧被扶養者）については、所得割額が全額減免されます。また、7割・5割減額に該当する場合を除き、均等割額が半額減免され、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割額も半額減額されます。

※減額制度については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

国保税の特別徴収（年金天引き）について

国保税の年金からの特別徴収（年金天引き）は、次の①～③のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯で
- ② 世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給しており
- ③ 国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる年金の受給額の1/2を超えないかた

※擬制世帯（世帯主が本市国保の被保険者でないときでも、その世帯内に被保険者がいる世帯）及び世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合は、特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替えることがあります。

対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きさせていただきます。ただし、4月と6月は、年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

なお、平成26年度の特別徴収の対象となるかたについては、事前に通知書を送付しています。

□座振替で納付することもできます

国保税が特別徴収（年金天引き）となるかたは、お申し出により、□座振替により納付できます。これまで□座振替を利用されていなかったかたは、金融機関で□座振替の手続きが必要です。通帳・届出印と納税通知書等をお持ちいただき手続きをお願いします。

また、十八・親和・ゆうちょ銀行をご希望のかたは、収納課の窓口でも□座申込の手続きができます。手続きの際にはキャッシュカードと健康保険証等の本人確認ができるものをご持参ください。

ただし、これまでの納付状況等から、□座振替への変更が認められない場合があります。また、申し出後、□座振替による納付ができないときは、年金からの天引きに変更することがあります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

【対象となるかた】

ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、

雇用保険の**特定受給資格者**（倒産・解雇による離職）

雇用保険の**特定理由離職者**（雇い止めなどによる離職）

いずれかの資格を有することを
確認できるかた

【対象となる期間】

- 平成22年3月31日以降離職されたかた……離職の翌日から翌年度末までの国保税を軽減
例) 平成26年3月31日～平成27年3月30日離職のかた⇒平成26年度・平成27年度の国保税を軽減
例) 平成25年3月31日～平成26年3月30日離職のかた⇒平成25年度・平成26年度の国保税を軽減
- 平成21年3月31日～平成22年3月30日離職のかた……平成22年度国保税のみ軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、前年の給与所得を30/100として計算します。

◎軽減例1

世帯主（42歳）、妻（42歳）、子の3人世帯
世帯主の平成25年給与収入300万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額 軽減後の年税額
322,000円 ⇒ 95,700円

◎軽減例2

世帯主（42歳）のみの一人世帯
世帯主の平成25年給与収入200万円

給与以外の所得はない場合

軽減前の年税額 軽減後の年税額
170,800円 ⇒ 36,700円

※上記はあくまで一例であり、世帯構成・給与以外の所得（年金・事業所得等）などによっても、年税額・軽減額は異なります。詳しくは個別にお尋ねください。

◆軽減を受けるためには申請が必要です◆

雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税に関するお問い合わせは国民健康保険課 賦課係(TEL：095-829-1226)まで
□座振替に関するお問い合わせは収納課 収納係(TEL：095-829-1130)まで

医療費の支払いがどうしても困難な場合

災害及び事業や業務の休止などにより、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難となった場合は、申請により医療費が免除される場合があります。

医療費のお支払いに関するご相談は国民健康保険課 給付係(TEL : 095-829-1136)まで

国保税の納付について

国民健康保険は、病気やけがなどの際の保険給付を、加入者それぞれが負担する国保税によって行う、支え合いの制度です。国保税は国保事業の大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

国保税を滞納すると

納期限を過ぎると、まず督促状が届きます。督促状にかかる税金等を完納しない場合には、差し押さえ等の滞納処分を受けることもあります。

また、保険証の更新時に、通常より有効期限の短い「**短期保険証**」が交付され、有効期限が切れる度に更新・納税相談を実施することになります。



特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、一旦保険証を返還していただき、代わりに「**資格証明書**」を交付します。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となります。



納期限から1年6カ月を経過すると、**国保の給付が全部または一部差し止められます。**
更に滞納が続くと、差し止めた保険給付額を滞納保険税に充てることとなります。

納税相談について

理由なく納付いただけない場合、**給与等の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。**やむを得ない理由により納付が困難な場合は、徴収の猶予・分割納付の制度がありますので、**収納課**までお早めにご相談ください。

また、水害や台風などの天災、生活困窮、その他特別の事情があつて納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部が免除される場合がありますので、**国民健康保険課賦課係**までご相談ください。

納税相談は収納課(TEL : 095-829-1130)まで

減免の相談は国民健康保険課 賦課係(TEL : 095-829-1226)まで



**国保税のお支払いは
便利で確実な口座振替で！**

